

農業者年金制度についてのお知らせ

農業者の豊かな老後生活のために、国民年金（基礎年金）への上乗せ年金として農業者年金に加入し、安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金の特徴

- 1. 農業に従事されている方は広く加入できます**
60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。
- 2. 保険料は自分で選べ、いつでも見直してできます**
保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、いつでも見直せます。
- 3. 税制面で大きな優遇措置があります**
 - ・支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。（支払った保険料の15%～30%程度の節税）
 - ・農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益（保険料の運用益）は非課税です。
- 4. 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています**
自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。
- 5. 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります**
農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

【お問い合わせ】 石垣市農業委員会 ☎82-1563 JAおきなわ八重山支店 ☎82-2005
独立行政法人農業者年金基金 ☎03-3502-3199（相談員）☎03-3502-3942（企画調整室）

平成30年度牛異常産予防注射実施について

石垣市は今年度も沖縄県の協力の下、下記のとおり牛異常産の予防に係る注射を実施します。尚、数量に限りがありますのでご了承ください。

予防注射
対象牛

保留予定牛
(6ヶ月以上の未経産牛)
のみ実施

予防注射が
うけられない牛

- ①治療中または健康に異常がある牛
- ②分娩前1ヶ月間と分娩後2週間の牛
- ③種付け後2週間以内の牛と発情中の牛

【実施内容及び手数料】

- ①牛異常産3種混合ワクチン（アカバネ・チュウザン・アイノ） 1回1,400円 ※予防注射は2回打ちになります。
- ②アカバネ病生ワクチン 1回900円 ※1回打ちになります。

【実施期間】 H30.6月下旬～H31.1月下旬

【申込方法】 畜産課または八重山家畜保健衛生所へお申込ください。

石垣市農林水産部畜産課 TEL82-1422
八重山家畜保健衛生所 TEL84-4111

第13回動物ふれあいフォトコンテスト作品募集!

現在、八重山保健所では、動物愛護週間行事の1つとして「第13回動物ふれあいフォトコンテスト」の作品を募集しています!毎年、心温まる「動物とのふれあい」写真がたくさん集まるフォトコンテストです。八重山の皆さん、動物とふれあっているときに「あれ?心が温かくなってるかも…」と思ったら、すぐ写真を撮って保健所へ!!

締め切り: 2018年10月26日

詳しくは八重山保健所のホームページをご覧ください。

http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/hoken-yaeyama/kankyo/animalwf_event.html

【お問い合わせ先】 八重山保健所 生活環境班 動物ふれあいフォトコンテスト係 0980-82-3243

